

# 豊中市病児保育事業実施事業者

## 募集要項

平成28年7月  
豊中市こども未来部  
こども事業課

## 1 事業の目的

この事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院又は診療所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設において一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2 応募者の条件等

次の（１）又は（２）の条件を満たし、かつ、（３）の条件を満たしている法人又は個人事業者とする。

（１）病院又は診療所等に付設された専用スペースの場合、市内に病院又は診療所を開業しており、診療科目に「小児科」を有していること。

（２）本事業のための専用施設の場合、児童の健康管理ができる市内の医師と連携ができること。

※（１）（２）の場合において、連携できる医師について、主たる医師と従たる医師をあらかじめ指定できること。

（３）

ア 市内に病院又は診療所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設を設置することができること。

イ 事業を継続して実施できること。

ウ 法人の場合、法人税、法人事業税、法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。又は、個人事業者の場合、市民税、国民健康保険料並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

エ 経営状況（財務状況）及び経営組織等企業の経営全般において健全な法人又は病院又は診療所を営む医師

オ 次の１から４までのいずれにも該当しないこと。

１ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの。

２ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされているもの（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。

３ 民事再生法による再生手続開始の申立てをしたもの。

４ 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行うもの。

## 3 事業内容

下記の「５ 対象児童」に対して、病院・診療所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育を行う事業。

#### 4 実施要件

(1) 実施施設の定員は、4人以上とすること。

(2) 人員配置

病児保育事業を実施する人員体制は下記のとおり。

ア 利用定員 10 人に対し看護師 1 人以上

イ 利用定員 3 人に対し保育士 1 人以上

※利用人数によらず、開所時間内においては、複数配置を必要とする。

(3) 実施施設

本事業の実施場所は、病院・診療所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～キの基準を満たすもの。

ア 建物

- ・実施事業予定者が所有又は、賃貸借する物件であること。
- ・賃貸借する物件の場合は、病児保育事業について物件所有者の承諾を得ること。
- ・新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。(昭和56年以前に完成した建物の場合、耐震調査を実施し問題のないもの、又は耐震補強済みのもの)
- ・保育室は、原則として1階とすること。これによりがたい場合、次に定める基準を満たすこと。

保育室がある階		2階	3階	4階以上
i 建物構造		耐火建築物 準耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物
ii 階段など (それぞれ1つ以上 設置)	常用	屋内階段 屋外階段	屋内階段(避難)※1 屋外階段	屋内階段(避難)※1 屋外階段(避難)※2
	避難用		屋外階段 屋内階段(避難)※1 耐火構造の傾斜路	屋外階段(避難)※2 屋内階段(避難)※1 耐火構造の傾斜路
備考		i・iiの条件を 満たす必要があ る	i・iiの条件を満たし、保育を行う部屋においては、カーテン、じゅうたんについて防災加工されているものを使用すること。	

※1 建築基準法施行令第123条第1項で規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段

※2 建築基準法施行令第123条第2項で規定する屋外階段

イ 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

ウ イの保育室の面積は、原則として利用定員1人当たりの面積が1.98平方メートル以上とし、1室8平方メートルを下回らないこと。

エ イの児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室または安静室を複数室有することとし、原則として利用定員1人当たりの面積が1.65平方メートル以上とすること。

オ 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこととする。

カ 調乳室を有すること。ただし、専用の調乳室を設置することができない場合であって、オに規定する調理室を区画した上で、当該区画した部分を調乳室として使用できるときは、この限りでない。

キ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

ク その他、事業に必要な設備または備品を備え付けていること。

(4) 保育及び給食

児童の体調に合わせた保育内容とすること。また、児童が病中であることを考慮して、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事の提供に努めること。特に配慮を要する児童（アレルギー児等）の食事についても適切に対応すること。

(5) 事業を行う地域

豊中市内であり、かつ北大阪急行千里中央駅からおおむね2 km以内で事業を行うこと。

(6) その他

その他、事業の実施にあたっては、「豊中市病児保育事業の実施および補助金交付要綱」によること。（要綱については、事業開始後に変更となる場合があります。）

5 対象児童

病気の回復期に至らない場合または病気回復期にあつて集団保育が困難であり、かつ、保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等の社会的理由により家庭での保育が困難な児童で、市内に居住し、かつ、満年齢1歳以上から小学校3年生までの児童とする。（ただし、平成29年度以降については小学校4年生まで対応可能とすること）

6 利用時間等

(1) 病児保育の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 病児保育の利用時間は、午前8時から午後6時までとする。

※上記期間を基本とするが、実施日及び開設時間などを延長する提案も受け付ける。

7 事業開始時期

平成29年3月末を目途に事業を開始できることとする。

ただし、開始時期については、協議の上調整することとする。

※平成29年度上半期中に開設する提案も受け付けるものとする。

8 補助金

豊中市病児保育事業の実施および補助金交付要綱第9条に規定する額。

9 公募手続等の概要

(1) 受付（提出）期間

平成28年7月25日から平成28年8月31日午後5時15分まで

(2) 提出書類

提案書 正本1部、副本7部（副本はコピー可）

提案書は審査に係る提案書類提出書（様式第1号）を表紙として、次の書類を添付すること。

ア 病児保育事業実施計画書（様式第2号）

- イ 予定施設等の状況（写真）及び施設概要書（設計図書等）、平面図
- ウ 病児保育事業年間収支計算書（見込み）（様式第3号）
- エ 法人概要及び法人の平成27年度収支決算書と平成28年度収支計算書  
個人事業者の場合は、法人概要に代わる履歴書と平成28年度（平成27年分）課税証明書
- オ 事業開始までの工程表
- カ 児童の健康管理に従事する医師の医師免許証の写し
- キ 「2 応募者の条件等」の（3）ウについて、完納している証明書。
  - ・法人の場合、法人税、法人事業税、法人市民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納している証明書
  - ・個人事業者の場合、市民税、国民健康保険料、所得税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納している証明書

※所定の様式以外は、原則A4版（縦）で作成すること。ただし、図面は原則A3版で作成すること。

※提出にあたり、ア～キの順番でフラットファイルに綴じて提出すること。その際見出しとしてインデックス付きの見出し用紙を附すること。

（3）提出先

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階  
豊中市こども未来部こども事業課 事業所係

（4）提出方法

提出先へ直接持参すること。

（5）失格事項

次のうちのいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 提出方法、提出先及び受付期間に適合しないもの
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- エ その他不正行為があった場合

（6）募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、次の方法により提出されたもののみ受け付けるものとする。

ア 質問の提出方法

質問は質問書（A4サイズ。任意様式）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メール（件名は『病児保育（質問）』とする。）にて、下記あて先まで送信すること。

イ 質問の受付期間

平成28年7月25日（月）から平成28年8月22日（月）まで

ウ 回答期日

平成28年8月30日（火）（回答については随時行うものとする）

## 10 選定方法

豊中市病児保育事業実施事業者選定委員会において、書類審査並びにプレゼンテーションを実施し、候補者の選定を行うものとする。

- ・プレゼンテーションの日程については後日連絡するものとする。
- ・プレゼンテーションには経営の責任者は必ず出席すること。(複数出席は可能とする。ただし、出席者は責任者を含め3名以内とする。)
- ・15分以内で下記評価項目についてプレゼンテーションを行い、その後質疑を25分程度行うものとする。詳細については日程とあわせて後日連絡するものとする。
- ・応募事業者が4事業者以上であった場合は、プレゼンテーション実施前に書類選考を実施し、プレゼンテーションへの参加を3事業者以内に絞ります。
- ・全応募事業者の提案の評価点が60%未満であった場合は、すべてを不採択とします。

### 1.1 評価項目等

選定にあたっての評価項目及び配点は次の通りです。

評 価 項 目	配点
(1) 基本事項 病児保育事業に対する理解度、実績、経営の安定性、計画の妥当性など	25
(2) 施設 事業実施場所、施設の構造・設備など	10
(3) 安全対策 事故防止対策、防犯・災害時対応など	10
(4) 病児対応 医師との連携、二次感染の予防など	15
(5) 保育内容 保育についての考え方	15
(6) 食事・アレルギー対応 食事・アレルギーに対する考え方	10
(7) 職員配置・育成 職員の配置、研修など	10
(8) その他事業内容全般について(独自提案も含む)	5
合 計	100

### 1.2 選定結果の通知

補助事業候補者の決定後、応募者全員に対して結果を通知します。

### 1.3 参考資料

- (1) 豊中市病児保育事業の実施および補助金交付要綱
- (2) 厚生労働省雇児発第0717第12号平成27年7月17日「病児保育事業の実施について」

#### 1 4 その他

- (1) 本案件の提案に係る一切の経費は、応募者の負担となります。
- (2) 審査終了後において、募集要項の内容及び審査結果に関して、異議を申し立てることはできません。
- (3) 審査は非公開とし、審査内容に対する質問や異議は受け付けません。

#### 1 5 提出先及び問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

豊中市こども未来部 こども事業課 事業所係

Tel 06-6858-2256

FAX 06-6854-9533

Email [kodomo-jigyou@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kodomo-jigyou@city.toyonaka.osaka.jp)